

電子密度トポグラフィー技術搭載 X 線溶液散乱測定装置利用者懇談会 会員規約

(名称)

第 1 条 本会は、大阪公立大学共用研究機器センターが運営する「電子密度トポグラフィー技術搭載 X 線溶液散乱測定装置利用者懇談会」(以下「本懇談会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 本懇談会は、電子密度トポグラフィー技術搭載 X 線溶液散乱測定装置(以下「本装置」という。)の利用を通じて得られる知見を産学官で共有し、研究開発支援および技術移転の促進、技術ロードマップの策定、ならびに本装置の安定的運用に資することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本懇談会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本装置を用いた測定および測定結果に関する詳細説明
- (2) 測定メニュー、保守点検、混雑情報等の先行案内
- (3) ワークショップの開催
- (4) 国内外のホットトピックやケーススタディに関する講演・懇談
- (5) 個別の研究開発相談の実施
- (6) 技術ロードマップ(新規測定手法・利用技術開発等)の作成
- (7) 国家研究開発事業等への提案・情報共有
- (8) その他、懇談会の目的達成に必要な事業

(会員種別)

第 4 条 本懇談会の会員は次のとおりとする。

- (1) 法人会員：本装置の利用を通じた研究開発を行う企業・法人・事業所
- (2) 学識会員：大学または公的研究機関に所属し、本装置を利用する研究者個人

(入会)

第 5 条 入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、審査を受けなければならない。

- 2 法人会員は法人単位、学識会員は研究者個人単位で入会する。
- 3 懇談会長の承認をもって入会とする。

(会費)

第 6 条 法人会員は、年会費 30 万円を納入するものとする。

- 2 学識会員の年会費は無料とする。
- 3 年度途中の入会であっても、会費の減免は行わない。
- 4 会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(ワークショップへの参加)

第 7 条 ワークショップは原則として会員を対象とする。

- 2 非会員が参加を希望する場合は、別途定める参加費を徴収する。

3 ワークショップへの参加にあたり、必要に応じて秘密保持契約を締結するものとする。
(運営体制)

第8条 本懇談会に、懇談会長1名および幹事若干名を置く。

- 2 懇談会長は共用研究機器センター長が委嘱し、本学教員から選任する。
- 3 幹事は懇談会長が委嘱する。
- 4 懇談会長、幹事および研究推進課担当者により幹事会を構成し、事業運営を行う。
- 5 守秘情報を除き、KPI、財務状況、改善計画等の年次報告を作成し、会員および学内に公開する。
- 6 本懇談会の主管部局は共用研究機器センターとし、事務担当は研究推進課とする。

(技術協力者)

第9条 本懇談会に、技術協力者を置くことができる。

- 2 技術協力者は、本装置に関する技術的知見を有する企業または団体とする。
- 3 技術協力者は、次の事項に協力する。
 - (1)本装置及び／または関連技術に関する最新情報の提供
 - (2)本懇談会の事業を通じて得られた意見・要望の本装置への反映検討
 - (3)その他、本懇談会と合意した技術協力に関する事項
- 3 技術協力者は、本懇談会の運営には関与しない。

(退会)

第10条 会員は、所定の退会届を提出することにより退会できる。ただし、納入済みの会費は返還しない。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合、懇談会長は幹事会の議を経て除名することができる。

- (1) 本規約に違反したとき
- (2) 本懇談会の名誉を著しく傷つけたとき
- (3) その他、会員として不相当と認められる行為があったとき

(秘密保持)

第12条 会員は、本懇談会で得た他者の非公開情報を第三者に漏らしてはならない。

(規約の変更)

第13条 本規約の変更は幹事会の議を経て行い、会員に通知するものとする。

附則

本規約は、令和8年4月1日より施行する。